



令和7年度 岡山 ESD プロジェクト ユース活動支援助成金 募集要項

1. 趣旨

岡山 ESD プロジェクトの重点取組の1つである「ユース・人材育成」の一環として、助成金を交付します。本助成金は、岡山地域において持続可能な社会の実現に向けて活動するユース（若者）が、国内外の先進事例の調査や、研修等に参加することを通して更なる研鑽を積み、所属団体の活動の進展や、地域における ESD（持続可能な開発のための教育）を推進し SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けたアクションを促進することを目的としています。

2. 助成対象者

岡山 ESD プロジェクト参加登録団体（別添1参照）、または新規に登録する団体に所属する18歳～35歳の者（高等学校等に就学中の者は除く）。

※ 社会の担い手としての自覚を持ち、岡山地域における ESD の推進や SDGs の達成に貢献する意欲の高い人を対象としています。

3. 助成対象事業

(A) 国内外における ESD や SDGs 推進に向けた先進事例の調査に関する事業

(B) 国内外における ESD や SDGs 推進に向けた研修等（会議、ワークショップ等を含む）への参加に関する事業

4. 助成対象経費

助成金の交付対象と認める経費は、以下のものとします。

(1) 旅費（交通費）：調査や研修先への移動のために必要な交通費など

(2) 宿泊費（1日当たり13,000円を上限とする）

(3) 日当（食費等として1日当たり2,600円を上限とする）

(4) 会議等参加負担金：研修、会議、ワークショップ等の参加費

(5) 消耗品：調査や研修に直接必要な事務消耗品購入費（ただしデジタルカメラなど汎用性のあるものは対象外です）

(6) 印刷製本費：調査や研修に直接必要な資料コピー代等

(7) その他：上記以外の協議会会長が特に認める経費

ただし、次に掲げる事業は対象となりません。

① 政治活動・宗教活動・営利を目的とする事業

② 公序良俗に反する恐れがあると認められる事業

③ 国、地方公共団体、国・地方公共団体の外郭団体から助成を受けている事業

5. 募集期間

令和7年5月30日（金）～6月30日（月）17時 <必着>

6. 助成金額

原則として、

- (1) 国内における調査および研修等への参加の場合、1事業あたり10万円を上限とします。
（但し、申請者が1名の場合、1事業あたり5万円を上限とします。）
- (2) 海外における調査および研修等への参加の場合、1事業あたり20万円を上限とします。
（但し、申請者が1名の場合、1事業あたり10万円を上限とします。）

7. 助成対象期間

令和7年8月1日（金）～令和8年2月28日（土）（単年度事業）

8. 応募方法

以下の書類を e-mail、郵送または持参にて事務局（岡山市 SDGs・ESD 推進課）に提出してください。

- ・ 助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 事業予算書（様式第3号）

※ 1団体から複数の事業を申請することが可能です。その際には各事業についてそれぞれ、様式第1号、2号、3号にご記入のうえご提出ください。

※ 1団体から（1）国内および（2）海外の双方に申請することも可能です。

※ 1事業に複数人申請する際には、様式第2号に各申請者の情報をご記入ください。

※ 書類作成の際には、必ず、所属団体の指導者の協力を仰いでください。

※ 単年度中に同じ人が2事業以上申請することはできません。

9. 事前相談

初めて申請する方は、申請書提出前に必ず岡山 ESD 推進協議会事務局に連絡し、申請方法の説明を受けてください。

10. ヒアリング

ご応募いただいた後、各申請事業について事務局によるヒアリングを実施します。

11. 審査

ヒアリングの内容も踏まえ、申請書をもとに審査会にて評価し、助成額を含めて助成の可否を決定し、その後結果を通知します。

- ① 審査会の審査員は、岡山 ESD 推進協議会の委員等で構成し、会長が審査委員長を務めます。
- ② 申請状況や事業内容等により、希望助成額に満たない場合や助成対象外となる場合があります。
- ③ 審査後に事業の見直しをしていただく条件付き決定になる場合があります。
- ④ 審査結果については、審査意見を添えて、審査会終了後、速やかに公表します。

審査項目等

審査項目	審査内容	申請書の該当項目 (様式 2)
持続可能な社会づくりに向けたアクション	持続可能な社会づくりに向けて、明確な課題意識を持ち、具体的な活動を行うとともに、改善に向けたモチベーションを持っている。	項目 4
SDGs 達成への貢献	SDGs を理解しており、目標の達成に貢献している。	項目 5
事業計画	調査や研修等への参加の目的が明確で、その目的に合った内容、スケジュール、予算が適切に設定されている。	項目 6
事業実施後の展望など	事業をとおして得た知識や経験を所属団体や岡山地域に還元し、以降も継続的に持続可能な社会づくりや SDGs の達成に貢献することが期待できる。	項目 7

※指導者や、調査の受け入れ担当者等の情報が明記されていることを必須条件とします。

※ 2 SDGs (Sustainable Development Goals = 持続可能な開発目標) とは

2015年の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成すべき17の目標が掲げられています。

キーワードは「誰一人取り残さない。」経済、社会、環境、の調和のとれた発展をめざし、様々な主体が協働しながら、世界各地で取組が進められています。



◎SDGsの解説冊子のホームページ

<http://sus-cso.com/kiji/report160331>

◎国連広報センター

<https://www.unic.or.jp/>

12. 助成金の交付決定

助成金の交付が決定した申請者へは、助成金交付決定通知書（様式第4号）、不交付の場合は、助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、郵送で通知します。

※ 助成金の交付が決定した事業等を中止または廃止するときは、変更・中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、協議会会長の承認を得ること。

※ 助成金の交付が決定した事業等が予定の期間内に完了しない、または遂行が困難となった場合には、速やかに報告して指示を受けること。

13. 助成金の交付

原則、事前払いを行います。支払日等については、後日事務局よりご連絡いたします。また、事業報告後に精算を行います。

14. 事業報告

(1) 事業の実施後 2 か月以内に、以下の書類を事務局に提出してください。（但し、最終報告締め切り日を令和 8 年 3 月 13 日とする。）

(ア) 助成金事業実績報告書（様式第 7 号）

(イ) 事業報告書（様式第 8 号）

(ウ) 収支決算書（様式第 9 号）

① 領収書のコピー（1 部）を提出してください。

② 領収書の宛先は、必ず申請者名または所属団体名を記入してください。

③ 領収書の提出がない支出は助成対象外となります。ただし日当の領収書は不要です。

(エ) その他

関連資料等があれば、コピーを提出してください。

※ 虚偽の報告等があった場合、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

※ 報告書の提出がない場合には、助成金の交付決定を取り消します。

(2) 事業の実施を通じて得た知識や経験を、参加団体の活動に活かすとともに以下のような機会を通じて広く発信することを必須とします。発信方法等の詳細については事務局と相談のうえ決定します。

① 「おかやま SDGs・ESD なび」への原稿の掲載 <必須>

（参考：<https://www.city.okayama.jp/sdgs-esd/index.html>）

② 「ESD カフェ×SDGs シリーズ」等への協力

岡山 ESD 推進協議会が開催している対話の場での発表や参加

※岡山 ESD プロジェクトのユース・メンバーとして、岡山地域における ESD や SDGs に向けた事業やイベント等の企画・実施に積極的に参加してください。

【問い合わせ・申請書等の提出先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1-1

岡山 ESD 推進協議会事務局（岡山市 SDGs・ESD 推進課内）

電話：086-803-1351 FAX:086-803-1777

電子メール：esd@city.okayama.lg.jp